

# ら せ



## 行政相談週間

10月16日(日)から22日(土)までの1週間を「行政相談週間」と定めています。

皆さんが日頃、国や県、市の仕事について「これは困った、何とかならないだろうか」と悩んでいることや、意見、要望がありましたらお気軽にご相談下さい。

なお、週間行事として、各種委員合同相談所を10月20日午後1時から4時まで市役所において開設しますのでご利用下さい。

相談は無料、秘密は厳守されます。

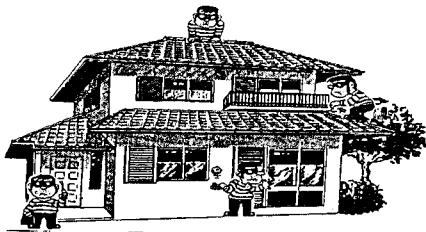
## 10月3日より「山梨県最低賃金」が改正されます

適用する方は、山梨県内の事業場で使用される労働者と、その労働者を使用する使用者です。

最低賃金額(精皆勤・通勤・家族手当は除く)は、1日3,693円(賃金の大部分が時間によって定められている者については、1時間462円)。

効力発生の日は、昭和63年10月3日からです。

## 全国防犯運動の実施



### 1. 実施期間

昭和63年10月11日から10月20日までの10日間

### 2. 実施重点

- (1) 自動車盗の防止
- (2) 侵入盗の防止
- (3) 少年非行の防止
- (4) 覚せい剤等薬物乱用の防止
- (5) 悪質商法の被害の防止

## あなたも青色申告を!! 10月1日～10月31日は 青色申告推進特別月間です

青色申告は、毎日の取引を正しく帳簿につけて1月から12月までの所得を正しく計算して、その帳簿に基づき納税する人に青色申告控除、青色専従者給与などいろいろな特典を利用していただき、自主的に申告と納税を行うもので節税と経営の合理化に役立ちます。帳簿は家計簿とあまり変わらない簡単なもので、つけ方がわからなくても税務署・青色申告会・商工会などでいつでも指導してくれますので心配りません。

また、白色申告者も該当者は、記帳、記録保存をすることが必要です。

まだ青色申告をされていない方は、是非この機会に特典のある青色申告をしましょう。

青色申告の申請書類の提出については、大月税務署又は、市税務課・青色申告会・商工会にお気軽にご相談ください。

問合先 大月税務署

☎ 22-3151

## 違反建築防止週間

建設省と山梨県では、10月11日(火)から10月17日(月)までの期間を、「違反建築防止週間」として定め、建築基準法に違反する建築物をなくす運動を進めます。10月14日(金)には、一斉公開建築パトロールを行い、建築工事中の現場に、県及び市の職員等が立ち入り調査を実施いたしますので、その際にご協力をお願いいたします。

皆さんが、建築物を建築しようとする時には、工事に着手する前に、その計画が建築基準法などの規定に適合するものであるか建築確認申請書を提出して、確認通知を受けることが必要です。

この建築確認についておわかりにならない場合は、都留土木事務所建築課あるいは、市役所建設課へお問い合わせ下さい。

## 国民年金の保険料は 納めましたか!

国民年金の財源は、加入者の皆さんが納める保険料とその運用収入、厚生年金保険・共済組合から支払われる拠出金、国庫負担金から成り立っています。

もし、皆さんが保険料を納めないと、年金財政が圧迫され年金制度の健全な運営に支障が生じます。

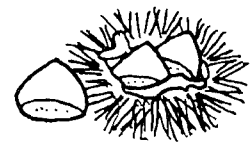
また、保険料を納めなければ、次のように自分自身の生活にもはね返ってきます。

- 老後生活のよりどころとなる老齢基礎年金が受けられなくなったり、減額されたりします。
- 不慮の事故、病気などにより、障害が残ったときなど、障害基礎年金が受けられなくなったりします。
- 不幸にして、一家の働き手を亡くしたとき、残された奥さんや子供たちが、遺族基礎年金を受けられなくなったりします。

このように

「自分は納めなくても…」

という安易な考えは、個人の生活だけでなく、社会全体に支障をきたすこととなりますので、国民年金の保険料は毎月必ず納めましょう。



## 軽二輪自動車、原動機付自転車をお持ちの皆さんへ!!

これらの車両をお持ちの皆さんは、自動車損害賠償保障法に基づき、責任保険(責任共済)への加入が義務づけられています。保険(共済)未加入の方は速やかに加入されますようお願いいたします。

なお、これらのことについて、疑問等がありましたら、下記あてご連絡して下さい。

関東運輸局山梨陸運支局輸送課

☎ 0552-62-4749